

廿 享保五年八月 利根郡谷川・阿能川山の口明け規定〔C〕

谷川・阿能川兩山口相定之事

(彼岸明) (あのかわらわ)

一夏、はんけ日(半夏)のぞき十五日前、秋、ひかんあき日(除)を」のぞき十
日めに、両山口明申答(くちあけ)ニ相定申候、右両村之儀者少之馬草場
も無ニ御座(くちあけ)候間、夏秋共ニ前壱日」宛、両山本村取申答(まぐさば)ニ相定
申候、若外村取に「参候ハレ」、荷物取徳(とりどく)ニ両村可レ仕候、縦親類・
縁者ニ」ても相返シ不レ申候答(こたへ)ニ堅(かたく)相究申候

一若草ほき申候ハレ、前日にも明可レ申候

一作毛ミのりよきとし者、前日ニも明可レ申候

右相定之通り立合相定申候上者、相違無ニ御座(くちあけ)候、「自然作毛ミ
のりつのり不レ申候ハレ、両村相談ニ而山口少」之間(延)ベ可レ申
候、尤もつとも其節者村々名主衆へ「左右可レ申候、」為ニ後日ニ証文仍如レ

件

享保五年

子ノ八月廿八日

谷川村組頭

市左衛門印

同所同断

市之丞印

阿能川組頭

七郎左衛門印

同所同断

三郎兵衛印

川上村名主文

之丞印

湯原村名主金

兵衛印

寺間村名主太

兵衛印